

令和4年度第1回 地域保健推進協議会母子保健部会

【議題4】 「妊婦一般健康診査の状況について」

船橋市保健所 地域保健課

1. 妊婦健診とは

妊婦健診は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を確認し、異常の早期発見・早期治療を図るとともに正しい知識の普及に努め、安全な妊娠出産を促すために実施されています。

○母子保健法第13条

「市町村は妊産婦又は乳児若しくは幼児に対しての健康診査を受けることを勧奨しなければならない」

○厚生労働省

雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知 平成27年3月31日

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準について」

2. 妊娠週数に応じた妊婦健診の頻度

| 週数 | 健診の間隔 |
|-------------------|------------|
| 妊娠初期から 妊娠23週まで | おおむね4週間に1回 |
| 妊娠24週から 妊娠35週 | おおむね2週間に1回 |
| 妊娠36週から 出産まで | おおむね1週間に1回 |

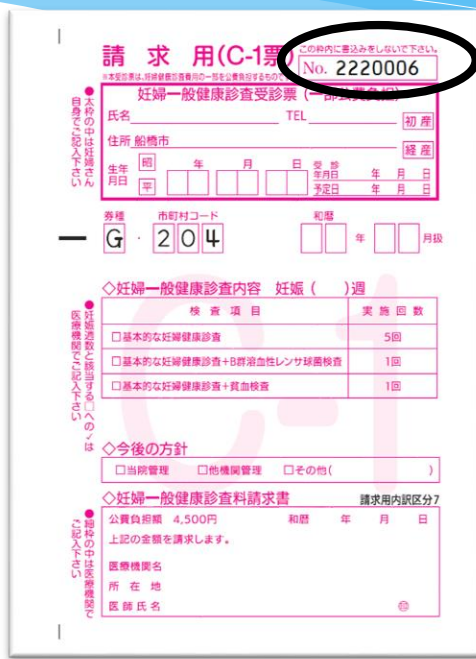
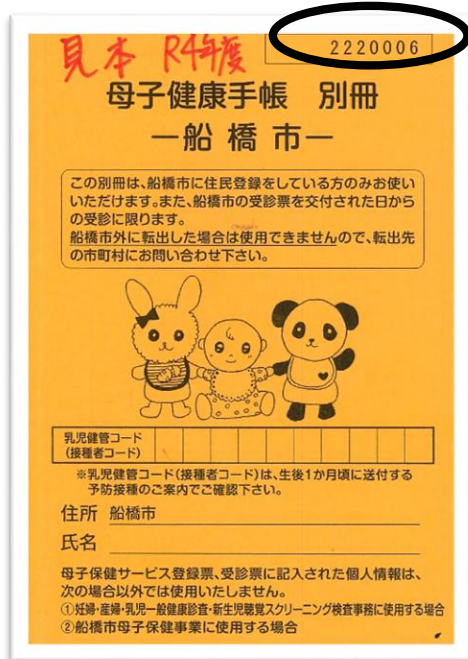
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準について」

この基準により、おおむね妊娠23週目までで4回、妊娠24週から妊娠35週で6回、出産までに4回、計14回が標準的な健診回数として示されています。(厚生労働省リーフレットより)

3. 妊婦健康診査事業の沿革

| | |
|---------|--|
| 平成9年度 | 事業の実施主体が都道府県から市町村に移管 |
| 平成20年度 | 公費による助成を2回から5回に拡大 |
| 平成21年度 | 公費による助成を5回から14回に拡大 |
| 平成27年3月 | 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 「妊婦一人につき出産までに14回程度行うものとする。」 |

4. 母子健康手帳 別冊

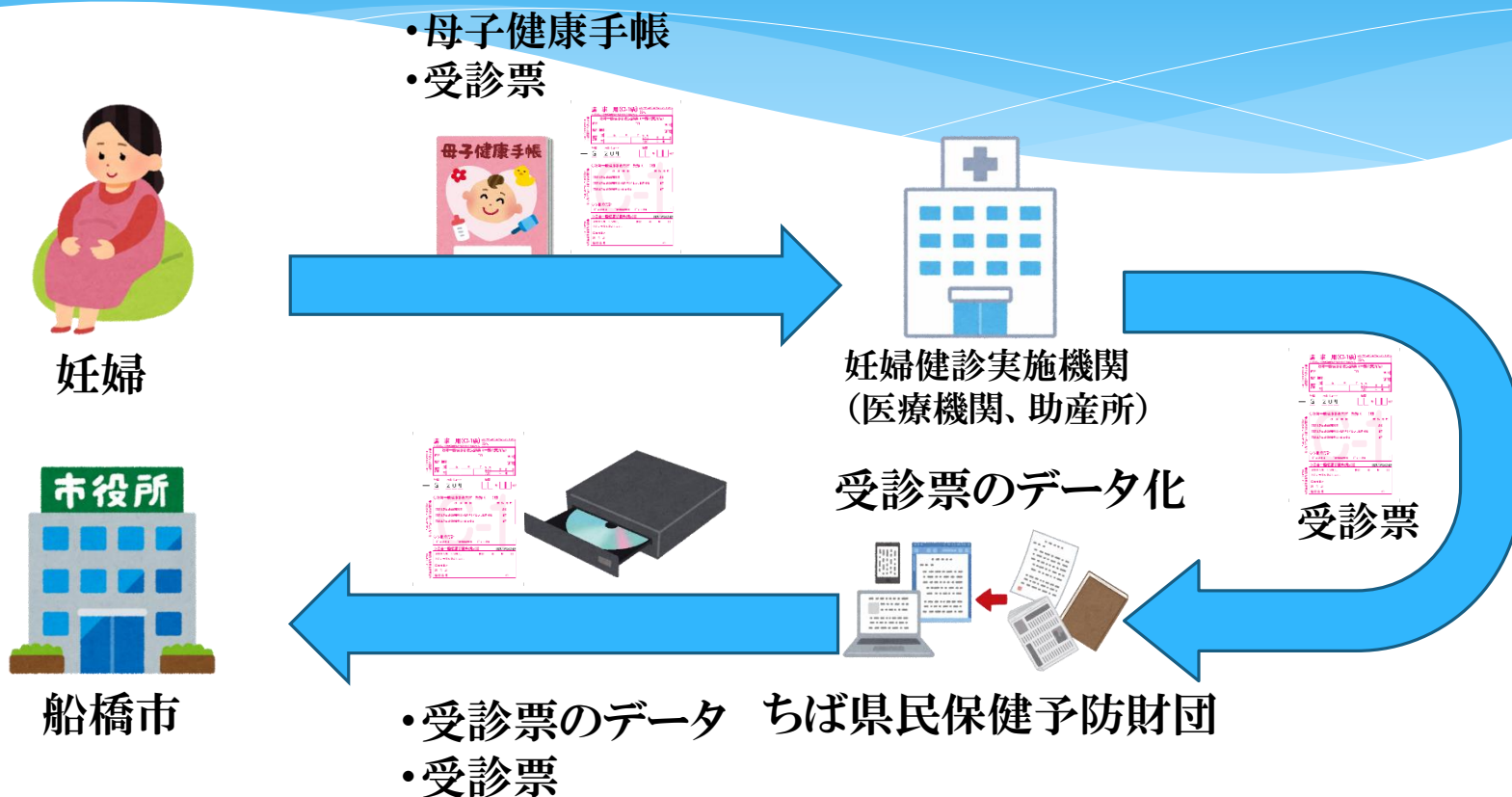


- 別冊に同封される受診票**
- 妊婦健診(14回分)
 - 妊婦歯科健診(1回分)
 - 新生児聴覚スクリーニング検査(1回分)
 - 産婦健診(2回分)
 - 乳児健診(2回分)

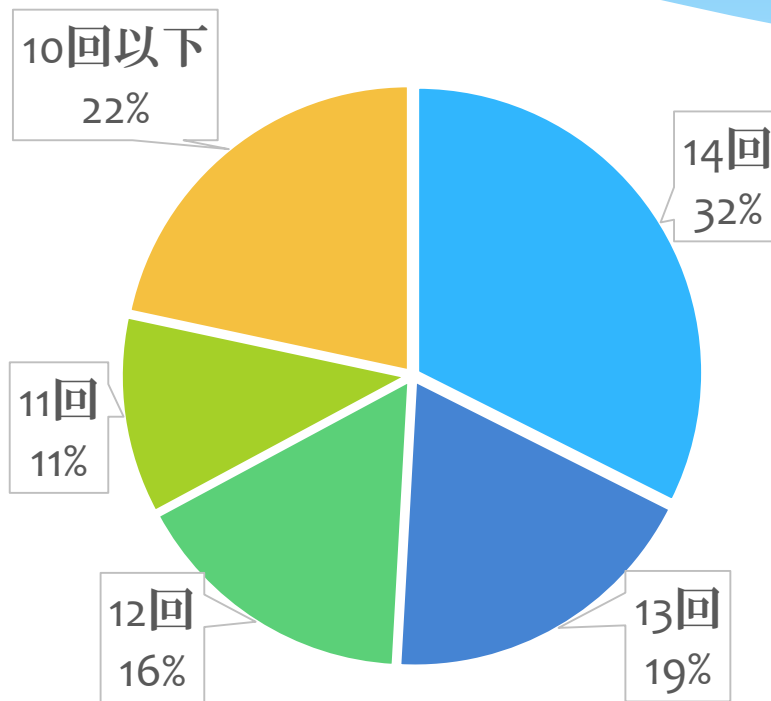
受診票は、母子健康手帳別冊で冊子につづられた状態で妊婦さんにお渡ししています。

令和2年度配布の別冊から、受診票に番号が印字され(妊婦歯科検診を除く)、交付した妊婦とその児の受診歴を把握できるようになり、個人毎受診回数を集計等を行うことができるようになりました。

5. 妊婦健診受診票の流れ



出産までの妊婦健診公費適用回数



n = 4131

集計対象

- ・令和4年度内に出産をした妊婦が対象
- ・出産前に転出した妊婦は含みません。

健診助成回数の上限14回まで受診をしている方が全体の32%
12回までの方が全体の49%

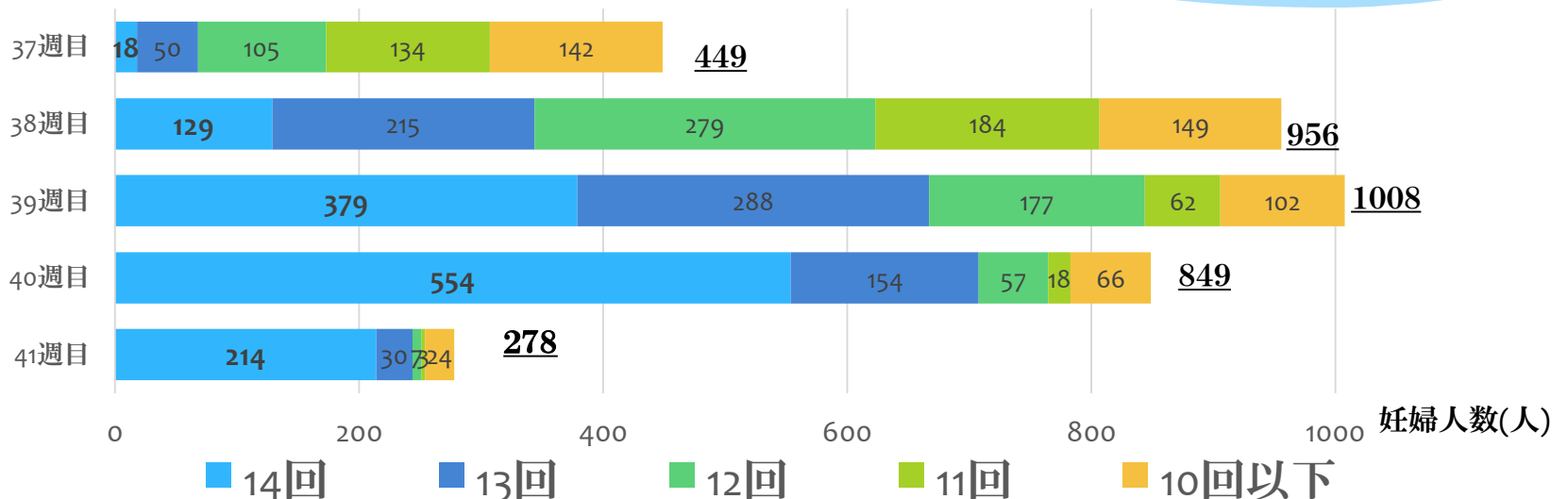
■ 14回 ■ 13回 ■ 12回 ■ 11回 ■ 10回以下

出産までの妊婦健診公費適用回数(出産週数別)

n=3780 そのうち37~41週での出産を抜粋
集計対象

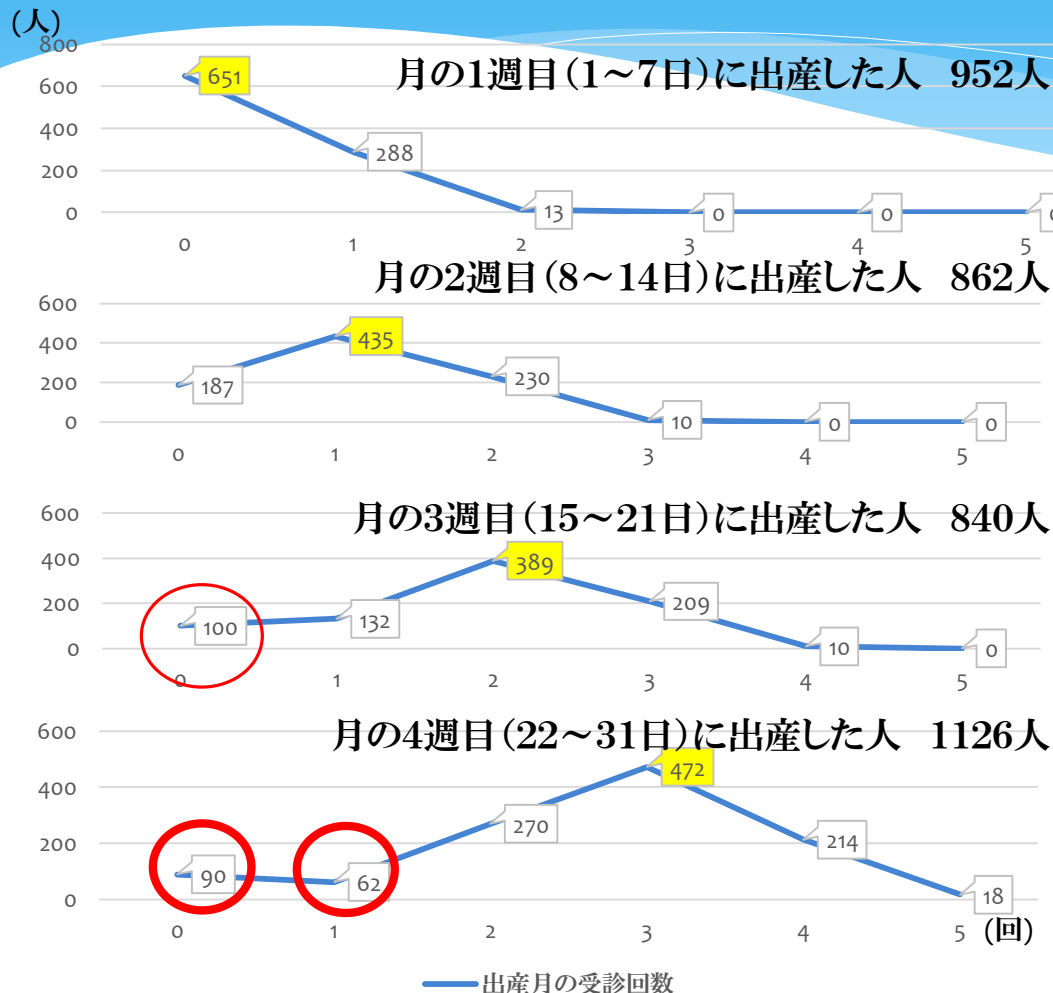
- ・令和4年度内に出産をした妊婦
- ・出産前に転出、12週以降の別冊交付は含まず

出産時の週数



出産時の週数毎に、出産までの健診回数毎に積み上げています。健診を上限の14回まで受診している方は、39週目出産する妊婦の37.6% (379/1008)、40週目で出産の方の65% (554/849)になります。

出産日と、出産月の健診受診回数 of 突合



n = 3780

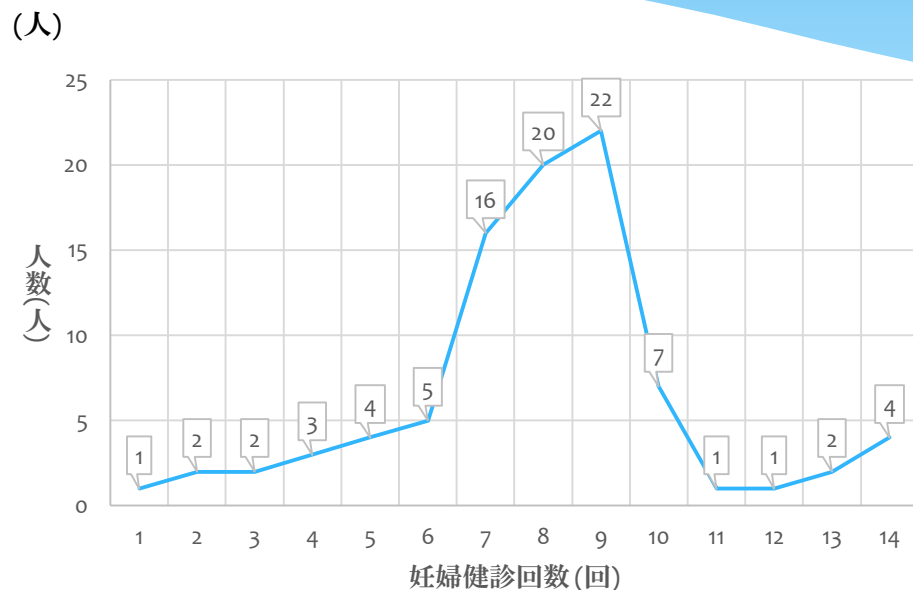
集計対象

- ・令和4年度内に出産をした妊婦が対象
- ・出産前に転出、12週以降の別冊交付は含まず

妊娠36週以降は、1週間に1回の受診が標準として推奨されています。そのため、出産日を7日ごとに区切り、出産月での受診回数毎に人数を集計しました。そうすると7日ごとに回数のピークが増えており、出産月ではおおむね1週間に1回受診を受けている方が多いことがわかります。

その一方で、3週目での出産で健診回数がゼロ回、4週目で1回以下の方がいます。4週目では13.5% (152/1126) を占めます。

出産月の健診回数0回だった妊婦の総健診回数



n = 90

集計対象

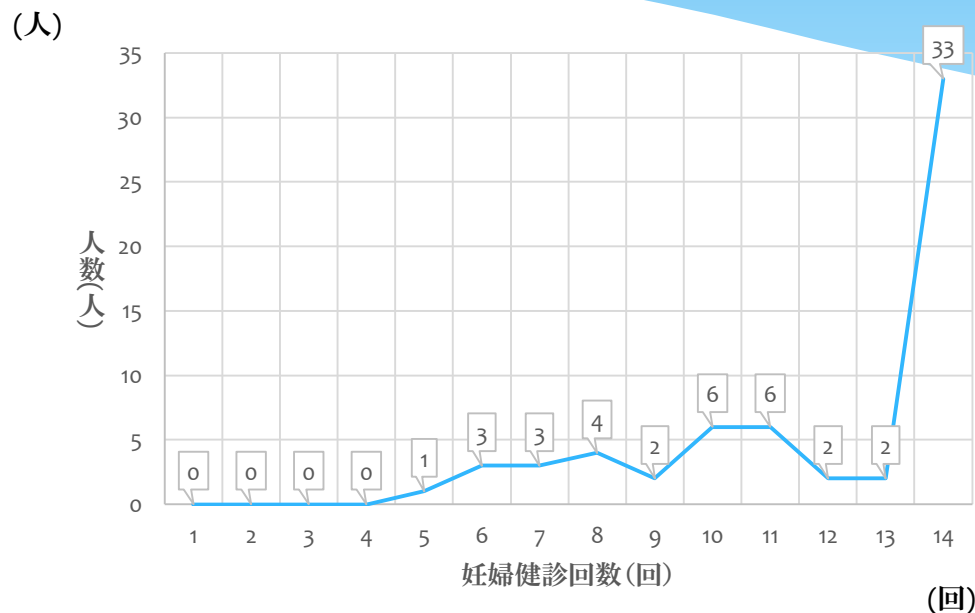
- 令和4年度内に出産をした妊婦が対象
- 出産前に転出、12週以降の別冊交付は含まず
- 出産日が月の22日から31日
- 出産月の妊婦健診回数が0回

出産月の健診回数が0回だった妊婦の妊婦健診のトータル件数を集計すると、健診を9回受診している方が、最も多く21% (22/90) でした。また、35週以前に出産された早産の方は4件(4/90)でした。

出産月までの健診回数が上限の14回まで至ってない理由として考えられるのは

- (回)
- 健診を何らかの理由で忌避しているため
 - 受診票でカバーできない医療での受診をされているため。
- が考えられますが、理由の追跡までには至ってません。

出産月の健診回数1回だった妊婦の総健診回数



n=62

集計対象

- ・令和4年度内に出産をした妊婦が対象
- ・出産前に転出、12週以降の別冊交付は含まず
- ・出産日が月の22日から31日
- ・出産月の妊婦健診回数が0回

出産月に健診回数が1回だった妊婦の妊婦健診のトータル件数を集計すると、14回を受診している方が53% (33/62) で4週目に出産した方全体では2.9% (33/1126) でした。

この方々は出産月までには健診の上限回数近くまで受診票を使用しており、妊娠週数36週以降に必要なとされる週1回の健診ペースを保てていないのではないかと推察されます。

(参考) 妊婦健診に関する 産科医療機関へのアンケート

母子保健施策における妊婦健康診査の状況について把握するため、令和4年7月21日付で妊婦健康診査にアンケートを依頼した。

- * 分娩を実施している市内医療機関8医療機関に依頼し、5医療機関から回答があった。
- * 14回を超えて妊婦健診を必要とする妊婦の割合や、その理由について等を質問した。
- * 医療機関に負担をかけないために、厳密な数字等は求めず、回答者の経験に基づいた回答を依頼した。

(参考) 妊婦健診に関する 産科医療機関へのアンケート回答(一部抜粋)

- * 貴院で出産される妊婦全体のうち、14回を越えて妊婦健診を要する妊婦の割合について
 - * 10%未満との回答が80%(4/5)でした。
- * 貴院に通院される妊婦のうち、医師の健診要請に対し、必要な健診を受けない、または受診を躊躇し健診を回避しようとした妊婦の割合について(新型コロナウイルス感染症防止による受診控えを除いてください。)
 - * 10%未満との回答が100%(5/5)でした。